「御堂筋」の移管に向けた協議会 規約(案)

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、『「御堂筋」の移管に向けた協議会』(以下「協議会」という。)とする。

(目 的)

第2条 協議会は、国土交通省から大阪市への御堂筋の権限移譲に向けた 課題を整理するとともに、その対策について検討し、早期移管の実現を 図ることを目的とする。

(構 成)

- 第3条 協議会は別表1の協議会構成員をもって構成する。
 - 2 会長は、大阪市長とし、協議会を統括する。副会長は、国土交通省 近畿地方整備局長とする。
 - 3 会長が不在の場合、副会長が会長代行とする。
 - 4 必要に応じて、地元まちづくり団体等の出席を求めることができる。

(会 務)

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。
 - (1) 御堂筋の権限移譲に向けた課題の整理とその対策の検討。
 - (2) その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し開催するものとする。
 - 2 協議会の構成員は、会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(実務調整分会)

第6条 協議会に実務調整分会を置く。

- 2 実務調整分会は、移管に向けた実務的な課題及びその対策について 検討し、協議会を補佐する。
- 3 実務調整分会は、別表2の分会員をもって組織する。
- 4 分会長は、国土交通省近畿地方整備局道路部道路調査官とし、実務 調整分会を統括及び招集する。副分会長は、大阪市建設局企画室長と する。
- 5 分会長が不在の場合、副分会長が分会長代行とする。
- 6 実務調整分会の分会員は、会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会及び実務調整分会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局 道路部及び大阪市建設局に置く。

(規約の見直し)

第8条 協議会は、必要に応じてこの規約の規定の見直しを行うことができる ものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めのない協議会に関する事項については、協議会構成員 の合意をもって定めることができる。

附則

(施行日)

第1条 この規約は、平成21年 月 日をもって有効とする。

(別表1)

大阪市長 国土交通省 近畿地方整備局長 大阪市 建設局長 国土交通省 近畿地方整備局 道路部長

(別表2)

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路調査官 大阪市 建設局 企画室長 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所長 大阪市 建設局 道路部長